

信州型自然保育認定制度

申請要件 確認書

申請日 年 月 日

団体名 _____

申請に際し、以下の各要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

- 1 申請時点において、長野県内に活動の拠点を有し、継続的な保育実践を行う運営体制を持つ団体であること。(法人格の有無は問わない)
- 2 申請日以前の5年間に、団体および運営責任者が福祉や教育関係の法令等の違反を事由として刑事罰や行政処分を受けていないこと。
- 3 宗教活動若しくは政治活動又は特定の公職者(候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを主たる目的としていないこと。
- 4 団体の代表者、役員、保育従事者、職員のいずれも、以下に該当しない者であること。
 - ① 申請日以前の2年間に、児童福祉法第十八条の十九の規定(※1)に基づき、保育士の登録を取り消された者。
 - ② 申請日以前の2年間に、教育職員免許法第10条の規定(※2)に基づき、教育職員免許状が失効した者又は同法第11条の規定(※3)に基づき、教育職員免許状を取り上げられた者。
- 5 実践内容について、申請書類や記録等の関連書類の開示含めて一般に公開することとし、保護者や行政から求められた場合には、実践内容について説明責任を果たすこと。
- 6 毎年度、所定の活動報告書を県に提出するとともに、県から調査研究や事例報告等への協力の依頼があった際には積極的に協力する意思があること。

(※1) 児童福祉法

第十八条の十九

都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第十八条の五各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

(※2) 教育職員免許法

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第5条第1項第3号、第4号又は第7号に該当するに至ったとき。
- 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
- 三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

(※3) 教育職員免許法

第11条 国立学校又は私立学校の教員が、前条第1項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- 二 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

4 前3項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 前条第2項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。